

外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)に関するお知らせ

【FATCAの概要】

FATCAは、**米国人等**(※)や米国法人等による租税回避を防止するために作られ、米国以外の国の金融機関に対して、米国人等に該当するお客様の口座情報を米国内国歳入庁(IRS)に報告することを求めている法律であり、日本の金融庁及び国税庁も、日本の金融機関に対して、FATCAを順守することを要請しております。

※**米国人等**⇒米国居住者・米国市民権保有者・米国永住権保有者

(米国人等に該当しない個人を、**米国人以外**と定義します。)

【FATCAに係る米国居住者に関する詳細説明】

米国に納税義務がある米国居住者に該当するかどうかは、実質的な米国の「**滞在日数の計算**」に基づいて判定されますので、下記を参考に該当するか否かを判断し、同封の「FATCA申告書」のご提出をお願いいたします。

(滞在日数の計算)

実際にアメリカに滞在する日数に関して、下記の①と②の両方に該当する場合、その年の滞在の初日から居住者として取り扱われます。

①暦年中の滞在日数が累計で31日以上であること

②下記の合計日数が183日以上であること

暦年中の滞在日数 + (前暦年中の滞在日数の1/3) + (前々暦年中の滞在日数の1/6)

※暦年⇒「1月1日から12月31日まで」を指します。

(★例外)

下記のビザでの滞在は、①及び②の滞在日数から除外されます。

ビザ(査証)種類	除外内容
Aビザ(外交官)	非居住者(年数制限なし)
Gビザ(国際機関職員)	非居住者(年数制限なし)
Fビザ(学生)	(学生の場合)
Jビザ(交流訪問者)	入国から5年間は非居住者、5年経過後には上記滞在日数の計算により判定されます。
Mビザ(専門学校学生)	(教授および研究者)
Qビザ(交換訪問者)	入国から2年間は非居住者、2年経過後には上記滞在日数の計算により判定されます。

【米国税務当局への報告について】

- ◆米国人等に該当する場合、氏名、住所、TIN、口座番号、取引内容、その他米国税務当局が指定する情報を定期的に米国税務当局へ報告することが金融機関に求められています。
 - ◆報告対象となる場合には、情報開示に関して、ご同意をいただいた上で、米国税務当局へ報告させていただきます。
- ＜米国の個人情報保護法制及び米国税務当局(内国歳入庁)が講じる個人情報保護措置に関する情報＞
- ◆包括的な法令は存在しませんが、公的部門に適用される法令として、電子通信プライバシー法(ECPA)や医療保険の携行性と責任に関する法律(HIPAA)があります。
 - ◆個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報
 - ①EUの十分性認定は受けていません。
 - ②APECのCBPRシステムに2012年7月25日に参加しています。
 - ◆OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する義務又は本人の権利
 - ①利用制限の原則について、ECPA及びHIPAAに一部規定されています。
 - ②収集制限の原則、安全保護の原則、個人参加の原則について、HIPAAに一部規定されています。
 - ③データ内容の原則、目的明確化の原則、公開の原則、責任の原則について、該当する規定は不見当です。
 - ◆その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度は、不見当です。
- 詳細については、[個人情報保護委員会ホームページ](https://www.ppc.go.jp/)をご覧ください。(リンク先:<https://www.ppc.go.jp/>)
- ◆米国内国歳入庁はOECDプライバシーガイドライン8原則に対応する措置を全て講じています。
- ※税務上のお取り扱いに関しては、弁護士、税理士等の専門家に必ずご相談ください。

以 上